

那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業

業績等の監視及び改善措置要領に関する質問及び回答（第2回）

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
1	4	3	(1)	①		監視項目及び判断基準	要求水準確認書とは、「要求水準確認計画書」と同義と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「要求水準確認書」を「要求水準確認計画書」に修正します。
2	5	3	(2)	②		減額措置	「加点部分に相当する施設費」及び「加点部分に相当する施設に係る維持管理業務費」の金額については、どのように定めるのでしょうか。 遵守できないことが明らかとなった後に、事業者から当該部分の金額を提示し、国との協議の上決定するという方法によるのでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者が提示した金額の妥当性について国が評価し、事業者と協議のうえ決定します。
3	5	3	(2)	②		減額措置	事業提案審査において加点評価された内容が業務監視の結果遵守されないことが明らかになった場合、加点部分に相当する施設費及び施設にかかる維持管理業務費を減額することがある、とありますが、業務監視及び判断基準の設定は要求水準に基づく要求性能確認書によって行われるものであり、要求水準を超える加点部分の業務監視及び判断基準の設定はどのように為されるのでしょうか。お考えをお示してください。	要求性能確認計画書に記載される「要求水準」には、提案時に要求水準を上回る提案がなされた場合は、その提案内容も含まれます。事業契約書(案)別紙2(25)を参照ください。
4	5	3	(2)	②		減額措置	加点部分に相当する施設費及び施設に係る維持管理費を減額するとは、具体的にどのような項目をどのように減額することを想定されているのでしょうかご教示願います。	No2の質問及び回答を参照ください。
5	8	5	(1)	①	ア	機能不全	表1の機能不全の具体的な事象(例)において、台風等により障害物が窓に衝突し破損した場合は、不可抗力に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、不可抗力事由により施設の損失、損害又は国の職員及び事業者の従事者等の傷害発生が予見される場合、その防止又は損害等を最小限に止めるための措置を講じていただくことが前提となります。 過失の有無にかかわらず、事業者が当該措置を怠ったと国が認める場合は、発生した損害につき賠償を求めることがあるものと理解ください。
6	11	5	(3)	①	オ	機能不全の場合	事業契約において「維持管理業務費相当額」の定義がありませんが、「維持管理業務費」との理解で宜しいでしょうか。「維持管理業務費」と「維持管理業務費相当額」の違いをご教示ください。	ご理解のとおりです。 「維持管理業務費」と「維持管理業務費相当額」は同義と解釈ください。
7	11	5	(3)	①	カ	機能不全の場合	当規定により、機能不全の日から改善・復旧を確認した日までの日数により、当該維持管理業務費等を日割り減額されるとの理解で宜しいでしょうか。	減額ではなく、改善・復旧を確認した日までの支払いを停止するものとご理解ください。 なお、支払いの停止は、当期の当該維持管理業務費の全額を対象とし、日割り計算は行いません。
8	13	5	(3)	③	エ	運用期間における減額措置	当該年度の「第四半期」は、「第4四半期」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「第四半期」を「第4四半期」に修正します。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
9	13	5	(3)	③	エ		運用期間における減額措置	減額割合を当計算式とした理由をお示しいただけませんでしょうか。特に係数3.6等の設定方法につきご教示ください。	航空保安用電源の使用電力量及び料金、維持管理業務費の金額を想定した上で、減額割合が5%の超過に対して超過相当額の25%相当額の減額、20%の超過に対して超過相当額の100%相当額の減額となるように設定しています。
10	13	5	(3)	③	エ		運用期間における減額措置	準備期間に定めた算定条件に則り電力が使用されているかどうか、その運用状況の確認・モニタリングが必要になるかと思えます。そのモニタリングの実施等について、現時点でのお考えをご教示ください。	現時点では、運用状況のモニタリングの具体的な方法は未定です。その方法については、提案内容を踏まえ、国と事業者による協議により決定し、省エネルギーに係る業務計画書へ記載することを予定しています。